

# 船橋市子ども・子育て会議運営要綱

(平成27年2月6日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市子ども・子育て会議条例（平成25年船橋市条例第25号）第1条に規定する船橋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の除斥)

第2条 委員及び専門委員は、直接の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、子ども・子育て会議の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(会議の公開)

第3条 子ども・子育て会議の会議の公開に関し必要な事項については、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱（平成23年船橋市要綱）の定めるところによる。

(準用)

第4条 前2条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。

附 則

この要綱は、平成27年2月6日から施行する。